【基本方針】

【推進体制】

- ① 尊厳にふさわしい処遇を権利として保障すること
- ②個々の事情に応じて適切に行われること
- ③途切れることなく行われること
- 4)国民の総意を形成しながら展開されること

- ①国の行政機関相互の連携・協力
- ②地方公共団体との連携・協力
- ③その他様々な関係機関・関係者との連携・協力 ⑦フォローアップの実施
- ④犯罪被害者等の意見の施策への適切な反映
- ⑤施策策定過程の透明性の確保
- ⑥施策の実施状況の検証・評価・監視等
- ⑧犯罪被害者等基本計画の見直し

【重点課題に係る具体的施策】※主なものを抜粋

第1 損害回復・経済的支援等への取組

- ・加害者の損害賠償責任の実現に向けた調査等の実施(警察庁、法務省)
- ・犯罪被害給付制度の運用改善(警察庁)
- ・カウンセリング等心理療法の費用の負担軽減等(警察庁)
- ・預保納付金の活用(金融庁、財務省、警察庁)
- ・海外での犯罪被害者に対する経済的支援(警察庁、外務省)
- ・被害直後及び中期的な居住場所の確保(警察庁、厚生労働省)
- ・性犯罪被害者等に対する自立支援及び定着支援(厚生労働省)
- ・精神的・身体的被害回復のための休暇制度の周知・啓発(厚生労働省)

第2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

- ・医療現場における自立支援医療制度の周知(厚生労働省)
- ・警察における性犯罪被害者に対するカウンセリングの充実(警察庁)
- ・ワンストップ支援センターの体制強化(内閣府、警察庁、厚生労働省)
- ・判決確定・保護処分決定後の加害者に関する情報の犯罪被害者等 への提供の適正な運用及び拡充の検討(法務省)
- ・警察における再被害防止措置の推進(警察庁)
- ・犯罪被害者等に関する情報の保護(警察庁、総務省、法務省、 国十交诵省)
- ・再被害防止のための安全確保方策の検討(内閣府、警察庁、法務省)
- ・職員等に対する研修の充実等(内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省)
- ・被害児童からの事情徴取における配慮(法務省、警察庁、厚生労働省)

第3 刑事手続きへの関与拡充への取組

- 告訴に対する適切な対応(警察庁、法務省)
- ・医療機関における性犯罪被害者からの証拠資料の採取等の促進 (警察庁)
- ・刑事に関する手続等に関する情報提供の充実及び司法解剖に 関する遺族への適切な説明等(警察庁、法務省)
- ・犯罪被害者等の意向を踏まえた証拠物件の適正な返却又は 処分の推進、証拠品の適正な処分等(警察庁、法務省)

第4 支援等のための体制整備への取組

- ・地方公共団体における総合的対応窓口等の充実の促進(警察庁)
- ・地方公共団体における専門職の活用及び連携・協力の一層の 充実,強化(警察庁)
- ・性犯罪被害に遭った児童生徒への対応の充実(文部科学省)
- 警察における相談体制の充実等(警察庁)
- ・公共交通事故被害者等への支援(国土交通省)
- ・児童虐待防止対策に関する調査研究の実施(厚生労働省)

第5 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

- ・国民に対する効果的な広報啓発活動の実施(警察庁)
- ・被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する相談体制の充実 及び理解の促進(内閣府、警察庁、総務省、法務省、文部科学 省、国土交通省)
- ・若年層に対する広報啓発活動(内閣府)